

広島市職員措置請求書

広島市長 松井一實 に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

広島駅北口 広島高速5号線トンネル掘削工事中の中止 請求事件
事件番号 広島地方裁判所 平成30年(ワ)第446号

URL <http://www.ousamaosamu.com/ushitoranokonjin.htm> において、訴訟内容の情報を開示。別紙事実証明書に詳述。

【甲第5号証】『[広報ひろしま 市民と市政 通巻 1633号](#)』4頁によると、広島市長が、この広島高速道路の整備として、広島市の平成30年度予算に46億2,720万円を計上している。

二葉山トンネルの掘削工事は、広島駅と広島空港をつなぐエアポート・リムジンの所要時間を、たったの5分間だけ短縮させることを目的に、被告の広島高速道路公社が工事発注者となっているが、納税の使途が、政策科学による費用対効果より、反社会的な不法行為と認められる。

2018(平成30)年6月12日 シンガポールでの米朝首脳会談によって、[日本は<脱亜入欧>からようやく<帰亜>の時代に入った](#)と云えるが、<帰亜>の時代は、日本海経済発展の到来であることを、真(まこと)に見極めて、Hiroshima 平和首都圏の経済発展に直結する[日韓トンネルの整備](#)を急務とし、日本側トンネル坑口として、山口県下関市角島等の候補地を早急に選定すべし☆

中国地方の交通網の観光整備、広島市太田川河口デルタの路面電車網の再整備、広島湾岸道路の整備等、2020年世界平和首都 Hiroshima 宣言のための社会資本整備に資する公共事業が急務であり、これらの投資は、政策科学として【[甲第11号証](#)】のISO9001:2015改訂に適合している必要がある。

当該請求に関する二葉山トンネル掘削工事は、

URL <http://www.ousamaosamu.com/ushitoranokonjin.htm> に既述のとおり、文化財保護法違反であり、森林法違反なので、地域経営責任としての、損害賠償責任を追及するため、原告は、[住民監査請求](#)の権利を適正に行使するものである。

[住民監査請求](#)ができる行為等の要件としては、以下に該当する。

ア 違法又は不当な

(ア) 公金(広島市の管理に属する現金など)の支出

(イ) 財産(土地、建物、物品など)の取得、管理又は処分

(ウ) 契約(購入、工事請負、業務委託など)の締結又は履行

イ 違法又は不当に

(イ) 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求、不当利得返還請求を怠る場合など）

4 監査請求の対象となる財産管理

公有財産の管理のうち、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為である「財産管理」。

<http://www.city.hiroshima.jp>の広島市ホームページの住民監査請求についてで、以下についても確認。

住民監査請求の内容

請求者は、監査委員に対し、次のことを請求することができます。

- (1) 違法又は不当な行為（2の(1)のアをいいます。）の防止・是正
- (2) 違法又は不当に怠る事実（2の(1)のイをいいます。）を改めること
- (3) 違法又は不当な行為・怠る事実により市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

監査委員による監査に代え、外部監査人による個別外部監査を特に必要とする理由として、広島市の平成30年度予算に46億2,720万円が計上されていることを挙げる。

3 請求者

住所 広島市南区宇品西一丁目7-12-502

職業 広島市長（候補者） 政治団体「広島おさむる会」代表者 会長

氏名 まえ ほ おとむら
前 島 修



4 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

平成30年6月28日 先勝

広島市監査委員（あて）